

## UL Japan で適合性検査を行うことができる「特定電気用品の区分」及び範囲の解釈

電気用品の区分	電気用品名		政令で指定する範囲	品目の解説	範囲の解釈
	政令品名	省令名			
交流用電気機械器具	磁気治療器		定格電圧が 100 V 以上 300 V 以下、定格周波数（二重定格のものにあっては、その一方の定格周波数）が 50 Hz 又は 60 Hz のものに限る。	電磁力を利用して、人体に磁力線を浸透させて治療するもの	専ら病院、診療所で医療用として用いられる構造の「磁気治療器」は、対象外として取り扱う。
	電撃殺虫器			格子に高電圧を印加し、光源に誘引された虫を感電死させるもの	
	電気浴槽用電源装置			浴槽内に微弱な交流電圧を印加し、人体に電氣的な刺激を与える電気浴槽に使用される電源装置	浴水等の金属イオン殺菌装置用の電源装置は、「電気浴器電源装置」に含まれるものとする。
	直流電源装置		定格電圧が 100 V 以上 300 V 以下、定格周波数（二重定格のものにあっては、その一方の定格周波数）が 50 Hz 又は 60 Hz のもので、交流電源装置と兼用のものを含み、定格容量が 1 kVA 以下のものに限り、無線通信機の試験用のものその他特殊な構造のものを除く。	整流器や変圧器を用いて交流を直流に変換する装置（AC アダプター）。バッテリー充電器を含む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 充電器は、「直流電源装置」として取り扱う。</li> <li>• 「無線通信機の試験用のものその他特殊な構造のもの特殊な構造」とは、以下の何れかに該当するものをいい、対象外として取り扱う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 直流電源装置の電源のオン・オフを負荷側の機器の操作により行うことができる。</li> <li>2. 無線通信機と一体構造であるとき又は専用のコネクタ、ケーブル類で接続されるものであって、当該無線通信機以外の電源として使用することができないもの。</li> <li>3. 無線通信機の監視用として精密級（JIS で規定する 2.5 級相当）以上の精度を有するメーターが組み込まれているもの。</li> <li>4. 無線通信機の高周波特性等をモニタリングするための計器（定在波測定器、スペクトラムアナライザー等）を内蔵するもの。</li> <li>5. ラジオ・テレビ等の修理又は調整等に用いられるサービス業者専用の測定用計器を内蔵するもの。</li> <li>6. 防爆構造のもの。</li> <li>7. 工場又は事業場の配電盤、計器盤等に付属して用いられるもの。</li> <li>8. ある特定の製品に組み込むために特別に設計・製作されるもの。</li> </ol> </li> <li>• LED 照明器具用の汎用直流電源装置は対象として取り扱う。</li> </ul>